

審議会等の会議の公開に関する基準（一部抜粋）

1 会議の公開制度

区では、区民の皆様や学識経験者等の意見を聴き、区の政策の企画、立案等に反映させることを目的として、各種審議会等を設置しています。これらの会議の公開と議事録の公表を行う際の基準を制定することにより、政策形成過程からの区民の皆様の区政への参画を促進するとともに、区政の公正の確保と透明性の一層の向上を図っています。

2 会議の原則公開

審議会等の会議は、原則として公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、会議の一部又は全部を非公開とする場合があります。

- (1) 法令、条例及び要綱等の規定により、当該会議を公開しないこととしている場合
- (2) 会議において、墨田区情報公開条例（平成 13 年墨田区条例第 3 号）第 6 条各号に規定する非公開情報が含まれる事項（以下「非公開事項」という。）について審議、審査、調査等を行う場合
- (3) 会議において、審査、補償の認定又は争訟の審議を行う場合
- (4) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議等が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合

3 会議開催の周知

- (1) 傍聴できる会議については、当該通知書を区民情報コーナーにおいて掲示するとともに、当該通知書の内容を区のホームページに掲載します。
- (2) 区民情報コーナーにおける掲示期間及び区のホームページへの期間は、当該会議の開催日までです。

4 傍聴の申込み

会議の傍聴を希望する方は、会議開催通知書により公表した手続に従い、当該審議会等の長に対して傍聴の申込みを行います。

5 議事録等の公表

- (1) 会議の公開・非公開にかかわらず、会議の終了後に議事録の作成を行っており、原則として当該議事録等を区のホームページに掲載します。併せて、区役所 1 階の区民情報コーナーにおいて、当該議事録等を閲覧することができます。
- (2) 区民情報コーナーにおいて閲覧する期間及び区のホームページに掲載する期間は、原則として 1 年間です。